



令和8年10月1日
より！

24時間
申請可能

来庁
不要

建築確認申請の オンライン申請開始します！！

1. 建築確認申請オンライン申請を開始

令和8年10月から、一般財団法人建築行政情報センターの電子申請受付システム(以下「ICBA電子申請システム」)によるオンライン申請を開始します

2. オンライン申請が可能となる建築物の所在地

甲賀土木事務所所管：栗東市・野洲市・甲賀市・湖南市・
日野町・竜王町

湖東土木事務所所管：米原市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町
高島土木事務所所管：高島市

3. オンライン申請が 可能な手続

- ・確認申請(※)
- ・中間検査申請
- ・完了検査申請
- ・省エネ適合判定申請(※)

※計画変更含む

4. 手数料は電子決済

しがネット受付サービス
(クレジットカードによる
決済)でお支払い

詳しい申請方法は
マニュアルから
ご確認ください

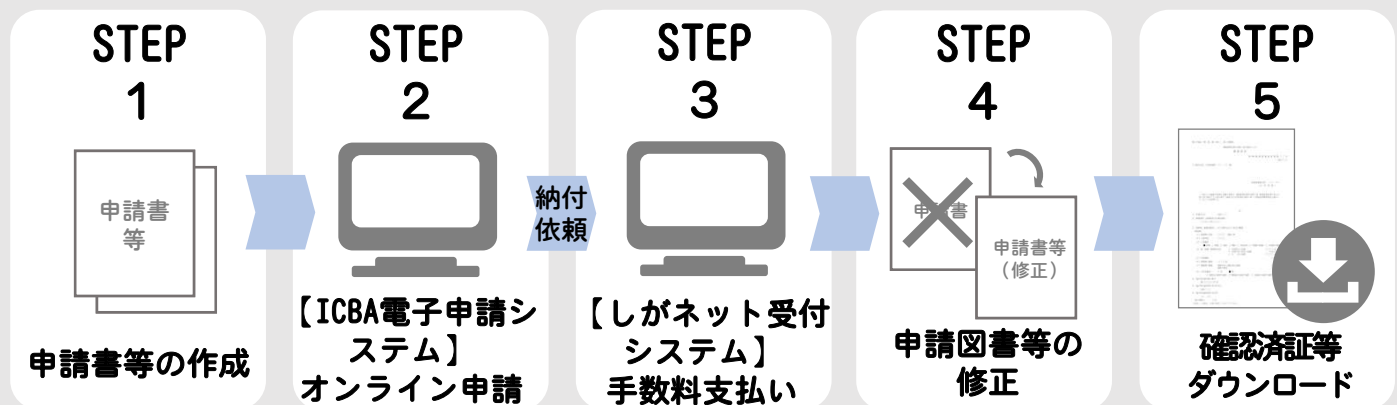


滋賀県 建築確認申請 オンライン

検索



オンライン申請 かんたん5STEP



オンライン申請窓口

建築物の所在地	・確認申請(※1) ・中間検査申請 ・完了検査申請 ・省エネ適合判定申請(※1) ※1. 計画変更含む	申請窓口(※2)
栗東市・野洲市 甲賀市・湖南市 日野町・竜王町		甲賀土木事務所管理調整課建築指導係 0748-63-6163 koka-shidou@pref.shiga.lg.jp
米原市・愛荘町 豊郷町・甲良町 多賀町		湖東土木事務所管理調整課建築指導係 0749-27-2250 kotou-shidou@pref.shiga.lg.jp
高島市		高島土木事務所管理調整課建築指導係 0740-22-6046 takasima-shidou@pref.shiga.lg.jp

※1. 計画変更含む

※2. 階数4以上または延べ面積2000㎡以上の建築物は、申請窓口は上記のとおりとなりますが、審査は県建築開発課指導係(077-528-4258、shidou@pref.shiga.lg.jp)で行います。

オンライン申請の注意事項

- ・オンライン提出と紙面提出を併用することはできません。
- ・【申請内容に関する連絡】は、ICBA電子申請システムに入力されたメールアドレスまたは電話番号あてに行います。また、【手数料に関する連絡】は、しがネット受付サービスに入力されたメールアドレスまたは電話番号あてに行います。確実に連絡のとれる連絡先を入力してください。
- ・申請内容に不備がある場合は、補正依頼の連絡が滋賀県より届きます。
- ・確認済証等はICBA電子申請システムよりダウンロードいただきます。
- ・手数料をお支払いいただいた日が申請受付日となります。閉庁日に手数料をお支払いいただいた場合、翌開庁日が申請受付日となります。